

鮭川村建築物耐震改修促進計画

鮭 川 村
令 和 4 年 4 月

目 次

はじめに.....	2
鮭川村建築物耐震改修促進計画	
第1章 目的.....	3
第2章 計画の位置づけ.....	3
1 計画の位置づけ.....	3
2 計画期間.....	3
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標.....	3
1 想定される地震の規模・被害状況.....	3
2 耐震化の現状.....	5
3 耐震改修等における用途別目標の設定.....	7
第4章 建築物耐震化促進の基本的な方策.....	10
1 基本的な取組方針.....	10
2 所有者等、村、建築関係団体、所管行政庁の役割分担の考え.....	10
3 促進を図る支援策.....	11
4 地震時の建築物の総合的な安全対策.....	11
5 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の耐震化.....	12
6 改正法に伴うその他の促進策.....	13
7 その他の促進策.....	13
第5章 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等.....	14
1 地震ハザードマップの作成.....	14
2 相談体制・情報提供の充実.....	14
3 パンフレット作成・講習会開催.....	14
4 家具転倒防止策.....	14
5 地元組織との連携.....	14
第6章 建築基準法、所管行政庁との連携.....	15
第7章 その他関連施策の実施.....	15
1 山形県住宅・建築物地震対策推進協議会への参画.....	15
鮭川村地震ハザードマップ.....	16

鮭川村建築物耐震改修促進計画

鮭 川 村

はじめに

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災は、地震により 6,400 余名の尊い人命が犠牲となり、約 24 万棟に及ぶ住宅家屋の全半壊等甚大な被害をもたらし、戦後最大の被災となった。地震による直接的な死者数は 5,502 人で、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊による死亡者であった。

さらに、平成 15 年 7 月の宮城県北部連続地震、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震等大地震、そして平成 23 年 3 月の東日本大震災においては、津波被害も加わり死者・行方不明者 2 万人以上、全壊 12 万棟以上、半壊 27 万棟以上の大災害も発生している。

山形県では、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会により、「山形盆地断層帯、庄内平野東縁断層帯等 4 断層帯の長期評価」が発表され、山形盆地断層帯においては、阪神・淡路大震災を上回るマグニチュード 7.8 クラスの大規模地震が今後 30 年以内にほぼ 0～7%の確率で発生する可能性が指摘された。県ではこの評価をはじめとする県内 4 断層帯に係る国の調査結果を踏まえ、順次被害想定調査を実施してきている。

こうした状況の中、国は平成 25 年 11 月に耐震改修促進法を改正し、大規模な特定建築物の耐震診断の義務化と公表さらに表示制度の創設などにより、一層の耐震化を促進することとしている。

本村においても改正法を踏まえ、大地震に対する備えとして、昭和 56 年以前に建築に着手された住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震性向上に関する総合的な施策の基本となる「鮭川村建築物耐震改修促進計画」を改正し、村民の安全・安心の確保に努めることとする。

第1章 目的

「鮭川村建築物耐震改修促進計画」（以下「促進計画」という。）は、村民の人命や財産を保護するため、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、既存建築物等の耐震性向上策として、山形県等と連携し耐震診断・改修等を促進するための基本的な枠組みを定めることを目的とする。

第2章 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

促進計画は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）及び「山形県建築物耐震改修促進計画」に基づき、「鮭川村地域防災計画」を上位計画とし、地域の実情を勘案し、既存建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す計画である。

（1）促進計画の位置づけ

- （法律） 災害対策基本法・建築基準法・耐震改修促進法
- （国） 防災基本計画・官庁施設の総合耐震計画基準
- （県） 山形県地域防災計画・山形県建築物耐震改修促進計画
山形県公共施設等耐震化基本指針
- （村） 鮭川村地域防災計画・改修促進計画

2 計画期間

計画期間は、令和3年度から「山形県建築物耐震改修促進計画」に基づく期間の令和12年度までとし、必要に応じて本計画を見直すものとする。

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模・被害状況

県内には、主要な4断層帯があり、平成14年から政府の地震調査委員会による長期評価が公表されている。特に山形盆地断層帯、長井盆地西縁断層帯、庄内平野東縁断層帯の長期評価においては、想定される地震のマグニチュードがそれぞれ7.8、7.7、7.5程度と示され、阪神・淡路大震災を上回ると見込まれている。

また、今後30年以内に地震が発生する確率は、山形盆地断層帯（北部）が0.003～8%、新庄盆地断層帯（東部）が5%以下、庄内平野東縁断層帯（南部）がほぼ0～6%と、全国の主な活断層の中では発生率が高いグループに属する。（表－1）

さらに、被害想定が最大で広範囲にわたる山形盆地断層帯を震源域とする地震では、県内全域で被害が予想されており、全壊・半壊する建物約89,000棟、死者約2,000人、負傷者約22,000人、建物被害による避難者約95,000人と見込まれている。（表－2）

(表-1) 想定地震の長期評価一覧

区分	震源		地震の規模	位置	長さ	30年以内発生確率
内陸	山形盆地断層帯	全体	M7.8程度	大石田町～ 上山市	約60km	
		北部	M7.3程度	大石田町～ 寒河江市	約29km	0.003～ 8%
		南部	M7.3程度	寒河江市～ 上山市	約31km	1%
	長井盆地西縁断層帯		M7.7程度	朝日町～ 米沢市	約51km	0.02%以 下
	庄内平野東縁断層帯	全体	M7.5程度	遊佐町～ 旧藤島町	約38km	
		北部	M7.1程度	遊佐町～ 庄内町	約24km	ほぼ0%
		南部	M6.9程度	庄内町～ 旧藤島町	約17km	ほぼ0%～ 6%
	新庄盆地断層帯	東部	M7.1程度	新庄市～ 舟形町	約22km	5%以下
		西部	M6.9程度	鮭川村～ 大蔵村	約17km	0.6%
海溝型	日本海東縁部 (山形県沖)		M7.7前後	山形県沖	北側50km 南側70km	ほぼ0%

出典：地震調査研究推進本部による長期評価（発生確率の算定基準日：令和3年1月1日）

(表-2) 県内断層帯の被害想定調査結果一覧表（発生ケースは冬季の早朝を想定）

断層名	山形盆地 断層帯	長井盆地西縁 断層帯	庄内平野東縁 断層帯	新庄盆地 断層帯
(公表年月)	平成14年12月	平成18年6月	平成18年6月	平成10年3月
想定マグニチュード	M7.8	M7.7	M7.5	M7.0
建物全壊	34,792棟	22,475棟	10,781棟	1,295棟
建物半壊	54,397棟	50,926棟	23,618棟	5,342棟
死者	2,114人	1,706人	915人	110人
負傷者	21,887人	16,405人	9,694人	2,585人
避難者	94,688人	78,849人	41,044人	7,776人

出典：山形県地域防災計画（震災対策編）

2 耐震化の現状

(1) 住宅の現状

令和4年1月1日現在の鮭川村住宅等建造物を調査してみると、村内には住宅総数1,452戸があり、そのうち現行の耐震基準が適用された昭和56年6月1日より前（以下、昭和56年以前とする。）に建築された住宅が978戸で全体の67.4%を占めている。

構造では、戸建木造住宅が1,435戸で全体の98.8%と高い比率を占めている。そのうち昭和56年以前に建築されたものは972戸で戸建木造住宅の67.7%を占めており、戸建木造住宅の耐震化が急務となっている。

また、県が簡易診断により実施した耐震実態調査及び無料耐震診断等の結果から、昭和56年以前建築住宅の30%の住宅にも耐震性があるものと想定されることから、本村でも約291戸に耐震性があると推定され、耐震性を満たすと考えられる戸建木造住宅は、昭和56年6月1日以降（以下、昭和57年以降とする。）建築の463戸と合わせて754戸で、耐震化率52.5%と推定される。

戸建木造住宅以外の住宅は17戸あり、昭和56年以前に建築された6戸のうち、耐震診断を行うと耐震性があると考えられる国の推定値76%で算定すると4戸の住宅が耐震性ありと推定され、耐震性を満たすと考えられる住宅数は、昭和57年以降建築された11戸と合わせた15戸で、耐震化率88.2%と推定される。

したがって、鮭川村の令和4年1月1日時点における住宅（木造・非木造含む）の耐震化状況については、昭和57年以降に建築された住宅474戸と昭和56年以前に建築された住宅で耐震性があると考えられる戸建木造住宅291戸、非木造住宅6戸を合わせると、耐震性を満たすと考えられる住宅は771戸で、耐震化率53.1%と推定される。

(表-3) 住宅の建築年代別戸数及び耐震化率

建築年代	戸建木造住宅	左記以外の住宅	合計
昭和56年以前	972	6	978 (67.4%)
昭和57～平成12年	316	7	323 (22.2%)
平成13年～平成20年	75	1	76 (5.2%)
平成21年～平成27年	42	2	44 (2.4%)
平成28年～令和3年	30	1	31 (2.1%)
小計(昭和57年以降)	463	11	474 (32.6%)
合計	1,435	17	1,452 (100.0%)

(※住民税務課資料による)

・戸建木造住宅以外の住宅には、鉄筋コンクリート、鉄骨造、その他、長屋、共同住宅が含まれる。

(表－４) 住宅の耐震化率の推定

住宅総数 1,452 戸	昭和 57 年以降 474 戸	耐震性を満たす 771 戸 53.1%
	昭和 56 年以前 978 戸	耐震性が不十分 681 戸 46.9%

(2) 建築物

a 特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法第 14 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当する建築物で、施行令第 6 条、第 7 条及び第 8 条で定める建築物である。

(表－５) 特定既存建築物耐震化状況

(令和 4 年 1 月 1 日現在)

用途	対象棟数	診断棟数	診断で耐震性有	耐震化済	用途	対象棟数	診断棟数	診断で耐震性有	耐震化済
小中学校 (2F 以上)	2	0	0	2	病院・診療所	0	0	0	0
学校 (上記以外)	0	0	0	0	劇場・集会所	0	0	0	0
体育館 (一般共用)	0	0	0	0	店舗等	0	0	0	0
老人ホーム等	0	0	0	0	ホテル・旅館	3	0	0	0
幼稚園・保育所	0	0	0	0	公共庁舎等	0	0	0	0
危険物貯蔵	0	0	0	0	その他	0	0	0	0
賃貸協同住宅等	0	0	0	0	合計	5	0	0	2

b 公共施設

村が所有する防災活動拠点及び住民が多数利用する施設総数 24 棟のうち、小中学校等が 2 棟で 8.3%を占めている。

昭和 56 年以前に建築された村施設は 2 棟で全体の 8.3%となっているが、すべて耐震診断を実施し、診断による対応済みであり、村が所有する防災活動拠点施設となる建築物の耐震化率は 100%となっている。

(表-6) 村公共施設(防災活動拠点施設となる建築物) 区分別耐震改修状況

(令和4年1月1日現在)

施設区分	全棟数			S56年以前建築の割合 C/A	耐震診断実施済の棟数 D	耐震改修等				耐震診断未実施棟数 I=C-D	耐震化済みの棟数 J=B+E+G	耐震化未実施の棟数 K=H+I	耐震診断実施率 D/C	耐震率 J/A
	A	S57年以降建築棟数 B	S56年以前建築棟数 C			改修等不要な棟数 E	改修等必要な棟数 F	改修済み棟数 G	改修未実施棟数 H					
1 社会福祉施設(保育所)	2	1	1	50%	1	1	0	0	0	0	2	0	100%	100%
(うち防災拠点)	(2)	(1)	(1)	(50%)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(100%)	(100%)
2 文教施設	2	2	0	0%	0	0	0	0	0	0	2	0	0%	100%
(うち防災拠点)	(2)	(2)	(0)	(0%)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0%)	(100%)
小学校	1	1	0	0%	0	0	0	0	0	0	1	0	0%	100%
(うち防災拠点)	(1)	(1)	(0)	(0%)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0%)	(100%)
中学校	1	1	0	0%	0	0	0	0	0	0	1	0	0%	100%
(うち防災拠点)	(1)	(1)	(0)	(0%)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0%)	(100%)
3 庁舎等(役場)	1	1	0	0%	0	0	0	0	0	0	1	0	0%	100%
(うち防災拠点)	(1)	(1)	(0)	(0%)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0%)	(100%)
4 公民館等(中央公民館)	1	1	0	0%	0	0	0	0	0	0	1	0	0%	100%
(うち防災拠点)	(1)	(1)	(0)	(0%)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0%)	(100%)
5 体育施設(太陽館)	1	1	0	0%	0	0	0	0	0	0	1	0	0%	100%
(うち防災拠点)	(1)	(1)	(0)	(0%)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0%)	(100%)
6 医療機関等(保健センター)	1	0	1	100%	1	1	0	0	0	0	1	0	100%	100%
(うち防災拠点)	(1)	(0)	(1)	(100%)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(100%)	(100%)
7 公営住宅(15棟15戸)	15	15	0	0%	0	0	0	0	0	0	15	0	0%	100%
(うち防災拠点)	(0)	(0)	(0)	(-)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
8 その他の施設(エコパーク)	1	1	0	0%	0	0	0	0	0	0	1	0	0%	100%
(うち防災拠点)	(1)	(1)	(0)	(0%)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0%)	(100%)
合計	24	22	2	8.3%	2	2	0	0	0	1	24	0	100%	100%
(うち防災拠点)	(9)	(7)	(2)	(22.2%)	(2)	(2)	(0)	(0)	(0)	(1)	(9)	(0)	(100%)	(100%)

※対象施設は、木造以外の2階以上又は延べ床面積200㎡を超えるもの。

3 耐震改修等における用途別目標の設定

住宅・建築物の耐震化については、新庄盆地断層帯及び表-1に掲げる県内の断層帯を震源とする地震災害の被害を最小限にするため、耐震化を促進するものとし、国及び県の目標と同じ耐震化率をめざすものとする。

また、村施設である公共施設の耐震化率目標は、村民が安心して利用でき、防災活動拠点として機能する必要性があるため、全公共施設の耐震化をめざすものとする。

(1) 住宅

想定される地震による人的被害を抑制するため、山形県建築物耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を令和9年度に90%とすることを目標とし、村民に対しPRを行い耐震改修促進を図っていくものとする。

◇住宅の令和9年度における耐震化率目標

令和4年度耐震化率	令和9年度耐震化率
53.1%	90%

		令和4年度推計値	令和9年度目標
住宅総数		1,452戸	約1,460戸
	うち耐震性あり	769戸 (53.0%)	約1,316戸 (90%)
	うち耐震性なし	683戸 (47.0%)	約144戸 (10%)

		令和4年度推計値	令和9年度目標
(非木造住宅)		17戸	約17戸
	うち耐震性あり	15戸 (88.2%)	約17戸 (100%)
	うち耐震性なし	2戸 (11.8%)	約0戸 (0%)
(戸建木造住宅)		1,435戸	約1,444戸
	うち耐震性あり	754戸 (52.5%)	約1,300戸 (90%)
	うち耐震性なし	681戸 (47.5%)	約144戸 (10%)

◇目標達成のために必要な戸数

目標とする耐震化率90%を達成するためには、令和4年度調査の耐震性なしの683戸から令和9年度目標の耐震性なしの144戸を差し引いた539戸の耐震改修が必要となる。

したがって耐震化率目標達成のために除却や建替を50戸/年、増築を含めた耐震改修を65戸/年とする。

住宅・耐震改修必要戸数 (683戸-144戸=539戸) 539戸	⇒	目的達成に必要な戸数 改修 65戸/年 建替等 50戸/年
---	---	-------------------------------------

(2) 建築物

特定既存耐震不適格建築物については民間施設の耐震診断・改修が遅れているので耐震化の促進を図っていく。

公共施設については防災活動拠点施設であるため耐震診断を実施し、耐震化を図っているが、さらに必要に応じて年次計画を策定し耐震改修を推進していくものとする。

a 公共施設

村立施設の防災活動拠点の耐震化目標は、村民が安心して利用でき、防災上重要な施設として機能する必要があるため全施設の耐震化が図られている。また、防災拠点以外の施設についても、山形県公共施設等耐震化指針に基づき耐震診断・耐震改修を推進していくものとする。

○ 庁舎等

令和4年度耐震化率	令和9年度耐震化率
100%	100%

○ 医療機関等

令和4年度耐震化率	令和9年度耐震化率
100%	100%

○ 小中学校等

令和4年度耐震化率	令和9年度耐震化率
100%	100%

○ 公民館等

令和4年度耐震化率	令和9年度耐震化率
100%	100%

○ 福祉施設

令和4年度耐震化率	令和9年度耐震化率
100%	100%

○ 文化・社会教育・社会体育施設

令和4年度耐震化率	令和9年度耐震化率
100%	100%

○ 公営住宅

令和4年度耐震化率	令和9年度耐震化率
100%	100%

○ その他の施設（鮭川村エコパーク）

令和4年度耐震化率	令和9年度耐震化率
100%	100%

b 民間施設

民間施設は、主に旅館等が挙げられる。国や県から寄せられる情報により耐震化を呼びかけ、村に訪れる観光客等が安心して宿泊できるよう努める。

第4章 建築物耐震化促進の基本的な方策

1 基本的な取組方針

これまで一定規模の不特定多数の者及び避難弱者が利用する建築物を対象に、耐震診断及び耐震改修の努力義務が所有者に課せられていたが、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第20号。以下「改正法」という。)により、地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられた。また、不特定多数の者及び避難弱者が利用する要緊急安全確認大規模建築物、並びに県又は市町村の耐震改修促進計画に記載する要安全確認計画記載建築物については、所有者に耐震診断の結果の報告が義務化され、所管行政庁(県及び山形市)により結果は公表されることとなった。

このことから、村内の住宅・建築物の所有者・管理者(以下、「所有者等」)が自ら耐震化に努めることを基本としながら、県及び村においては、「鮭川村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、促進計画により村内全域において、一層の耐震化が促進されるよう普及啓発に努めるものとする。

2 所有者等、村、建築関係団体、所管行政庁の役割分担の考え

(1) 所有者等の役割

所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが基本であり、耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努めることが必要である。

(2) 村の役割

村は、住民に最も近い基礎自治体として、地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化状況の情報収集に努め、所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努めるものとする。

- ①促進計画の改定
- ②耐震化支援策の実施
- ③相談窓口の設置、情報提供・啓発等の実施

(3) 建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者の確保に努め、行政と連携し耐震化の促進に努めるものとする。

- ①耐震化に必要な技術的な支援の実施
- ②情報提供、啓発等の実施

(4) 所管行政庁の役割

所管行政庁（県及び山形市）は、改正法の適正な運用に努めることとし、住宅・建築物の耐震化状況の情報収集により、必要に応じて所有者等への指導・助言、指示又は命令等を行い、耐震化を促進することとする。

3 促進を図る支援策

村は、国の補助を活用して、住宅・建築物の耐震化促進を図るため、村内の木造住宅で昭和 56 年以前に建築した住宅の耐震診断について補助制度を整え実施する。また、県及び建築関連団体と協力・連携しながら普及啓発のための事業を進めていく。

(1) 木造住宅耐震診断士派遣事業

村内の居住用木造住宅に対し、村が耐震診断士を派遣して耐震診断を実施し、木造住宅の地震に対する安全性の確保及び向上を図り、震災に強く安心して住むことのできる村づくりを推進することを目的として実施する事業である。（個人負担は 6 千円）

対象となる住宅は、昭和 56 年以前に着工された戸建住宅で在来軸組工法による木造 2 階建て以下の住宅とする。

(2) 住宅リフォーム総合支援事業（耐震改修工事補助）

村民が耐震診断の結果に基づき、住宅の評点を上げる改修工事を行う場合、既存住宅の居住環境の質の向上を目的として、耐震改修に要する費用に対し補助を行う。

対象となる住宅は、昭和 56 年以前に着工された木造住宅で、建築士が住宅の耐震性能を木造住宅一般診断法又は精密診断法により調査、診断した住宅とする。

(3) その他の支援等

村民が改修工事の内容、補強効果、費用、施工者等についての疑問について安心して耐震改修が行えるよう、県及び総合支庁の建築課等に耐震相談窓口を設置していることに合わせて、村でも農村整備課を相談窓口とし相談、情報提供を行うなど環境を整備し、併せて国・県で実施する支援制度や税制度の活用が図られるよう、所有者等への周知に努める。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

過去の地震時の状況から、人的被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の耐震化と合わせてブロック塀・石塀の倒壊防止対策、家具の転倒防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等の必要性が改めて指摘されている。

これらのことから、村では県や関係機関と連携して被害の発生する恐れのある建築物を把握するとともに、所有者等に必要な措置を講じるよう指導・啓発を行い、地震時の総合的な安全対策を推進していく。

(1) 耐震相談窓口の設置及び出前相談会の実施

村は県の作成するポスター・パンフレットを活用し、村民の耐震化への意識付けと耐震診断及び耐震改修への誘導を図る。

また、県と連携して地区への出前相談会を推進する。

(2) 耐震診断士の養成等

村は県及び近隣市町村と連携し、耐震診断士の養成や耐震改修工法講習会等実施

する。

(3) ブロック塀・石塀等の安全対策

昭和 53 年 6 月の宮城県沖地震では、28 人の死者のうち 18 人がブロック塀等の倒壊によるものと言われており、その危険性が問題となった。また、それらが緊急時の避難及び輸送に関する道路上にある場合、震災後の対応にも影響を及ぼすことが想定される。

村はブロック塀や石塀等の最新の实態把握を行うとともに、逐次情報提供を行い注意を喚起していく。

(4) 家具の転倒防止対策

近年発生した大地震の被害状況を見てみると、家具類の転倒や落下による死傷者が増加しており、これらの被害を抑止するためには家具類の転倒・落下防止対策を各家庭において施すことが非常に重要である。

村は家具の転倒・落下等の防止対策の取組を推進するため、広報等により広く村民にその方法を周知するとともに、村の相談窓口を通じた問い合わせなどに対する対応を行っていく。また、災害弱者と言われる高齢者世帯の家具の転倒・落下防止対策について普及に取り組んでいく。

(5) エレベーターの安全対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部地震では、エレベーター内への閉じこめ事故や運転停止が発生するとともに、救出や復旧に時間を要し問題となった。

このようなことからエレベーターの地震防災対策に早急に取り組む必要があり、村はエレベーターの安全対策に係る情報提供を行うとともに、関係団体との協力のもと地震発生時における防止策の推進を図っていく。特に鮭川村はエレベーターの設置された公共物や企業、家庭が少ないことからその箇所を常に把握し、震災時に閉じこめや運転停止による二次被害がないかどうかを直ちに確認できる体制の構築を行っていく。

5 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の耐震化

地震時において、住宅・建築物の倒壊により緊急車両の通行や県民の避難の妨げにならないよう、緊急輸送道路及び避難所に通ずる避難道路に関して、改正法第 5 条第 3 項第 2 号及び第 3 号の道路として指定すべきかについて検討を行う。

また、倒壊の恐れのある沿道建築物所有者等に対して、耐震改修促進法第 6 条に基づき耐震診断等の必要性についての知識の普及及び啓発を行い、地震発生時に道路封鎖等の障害とならないように耐震改修の促進を進める。

併せて緊急輸送道路に指定されている道路の日常の点検に努め、地震に強い緊急輸送道路の維持・管理を行う。

①緊急輸送道路

山形県地域防災計画（震災対策編）に記載された緊急輸送道路（1 次、2 次）

②避難所に通ずる避難道路

村が地域防災計画において指定する地域の避難所に通ずる避難道路

①国道 458 号

- ②主要地方道 35 号線（真室川・鮭川線）
- ③主要地方道 58 号線（新庄・鮭川・戸沢線）
- ④一般県道 308 号線（曲川・新庄線）
- ⑤一般県道 315 号線（平田・鮭川線）
- ⑥①～⑤に連絡し、また集落内の幹線を形成する主要村道

6 改正法に伴うその他の促進策

（１）計画の認定及び区分所有建築物の認定

耐震改修による増築が伴うものについては、容積率、建ぺい率の特例措置が認められ、耐震改修工法の拡大が可能となることから、村は県と連携しその周知を図ることとする。

また、耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から、区分所有建築物の共用部分が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることが可能となる。これにより、認定された区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第 17 条）に規定する耐震改修のための決議要件について、3/4 から 1/2 に緩和されることから、村は県と連携しその周知を図る。

（２）地震に対する安全性の表示制度

住宅・建築物の所有者等は、所管行政庁より、地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受け、その旨を表示することが可能となる。

表示制度について、所有者及び利用者等に十分な理解が得られるよう留意し、村は県と連携しその周知を図る。

7 その他の促進策

地震に伴うがけ崩れ等による住宅の被害を軽減するため土砂災害等危険住宅移転事業を活用し、地震被害を軽減する。

○土砂災害等危険住宅移転事業（県）

国が定めるがけ地近接等危険住宅移転事業の補助金交付決定を受けた事業のうち、知事が指定した「土砂災害特別警戒区域」に現存する危険住宅を除却する事業。除却費用の一部を補助し、新規住宅のための土地購入費と建築費のローンへ利子補給するもの。

第5章 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

1 地震ハザードマップの作成

住宅・建築物の耐震化促進のためには、その地域に発生するおそれのある地震やその被害に関する情報を村民に伝えることにより耐震化の意識を向上させる必要がある。村は、県の資料提供を受け「地盤の揺れやすさ」が分かる地震ハザードマップ（震度マップ）の作成・公表を行い、必要に応じて情報の追補等を行うものとする。

2 相談体制・情報提供の充実

住宅・建築物所有者等が耐震化について相談できるようにするため、農村整備課に相談窓口を設置し、耐震診断・耐震改修についての情報を提供し、技術的な相談内容については速やかに専門機関を紹介する体制を整える。

相談の内容に応じて「防災用具の使用」、「応急的な補強」、「段階的な補強（改修）」など、村民の経済状況等も考慮しながら耐震改修の方法について幅広く選択できるよう進めていく。また、「山形県住宅リフォーム資金融資」、「山形の家づくり利子補給」等、県が実施する耐震改修をサポートする融資制度を積極的にPRしていく。

3 パンフレット作成・講習会開催

- (1) 村は、広く村民に対して、耐震化への意識向上を図るために、県等で作成したパンフレットを活用し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修に関する知識や情報を提供する。また、多数集まる自治公民館等に耐震化促進のポスターを掲示しパンフレットも配布する。
- (2) 村は、県及び近隣市町村と連携し、住宅・建築物の耐震診断士を養成する講習会及び耐震改修の工法や事例紹介等技術者向けの講習会を建築関係団体等の協力を得て開催する。
- (3) 村は、広報誌やホームページの媒体を活用し、耐震改修等事業や融資制度の活用等、広く村民に耐震化の啓発を行う。
- (4) 村は、県と連携し、住宅月間・建築防災週間等の期間において耐震化の促進を集中的に図る。
- (5) 村は、住宅のリフォーム等の機会を捉えて耐震化の重要性を周知する。

4 家具転倒防止策

村は、東日本大震災の教訓を生かし、地震時における家具の転倒防止策について県等が作成するパンフレット等を活用して村民に対策事例等を紹介し、自らできる地震対策への取組について普及啓発を図る。

5 地元組織との連携

地震防災の基本は「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して「自助」、「共助」に努め対策を講じることが重要である。自治会や自主防災組織等の地域活動組織は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても危険箇所の点検や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。

村は、地域に密着した自主防災組織の育成や取組について可能な限り支援していく。

第6章 建築基準法、所管行政庁との連携

1 指導・助言の実施

山形県と連携し、耐震改修促進法により耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保する必要があると認められる場合には、所有者等に対して指導・助言を実施するよう努める。

第7章 その他関連施策の実施

1 山形県住宅・建築物地震対策推進協議会への参画

村は、山形県が住宅・建築物の耐震化を促進させるために設立した「山形県住宅・建築物地震対策推進協議会」へ積極的に参加し、最新の情報を収集していくものとする。

鮭川村地震ハザードマップ

